も債務超過になる見通しなので、政府は新しい資金援助が必要と判断、前もって支援体制を敷いた。

これからの東電は厳しい経緯が続き、人件費削減は避けられないし、資産売却等東電の冬の時代は続く。東電の内部事情はなかなか表に出てこないので,詳しくは判りませんが、できる限り情報をお伝えします。

家族構成
・夫（会社員）
・妻（専業主婦）
・子供①
・子供②

避難の状況
・事故発生後5カ月間、警戒区域内の自宅から福島県内の体育館に避難。その後、県内の仮設住宅に移転し、1カ月後の現在も入居中
・夫の避難前の月間所得は27万円（現在は無所得）

	夫	妻	子供①	子供②	賠償額（賠償基準等に基づく試算値）
避難費用（県内を２度移動）	○	○	○	○	実費（４万円）
帰宅費用	（帰宅後請求）				－
一時立ち入り費用（夫のみ参加）	○	－	－	－	実費（１万円）
生命・身体的損害（子供②が負傷）	－	－	－	○	実費（－）
就労不能等に伴う損害（27万円×6）	○	－	－	－	実費（162万円）
精神的損害［（12万円×５＋10万円×１）／人］	○	○	○	○	280万円
検査費用（人）（夫のみ未実施）	－	○	○	○	実費（４.5万円）
検査費用（物）	（対象物を確認後、請求）				－
財物価値の喪失または減少等	後日、東電より改めて案内				－
本払い額（実費を基準額と仮定した場合）					451.5万円
仮払金（賠償額に充当・精算）					220万円
今回支払額					231.5万円

原発賠償、請求1万件超

東電 政府に1200億円申請へ

東京電力の西沢俊夫社長は11日、都内で記者会見し、福島第1原発事故の賠償金の本払いで被害者からの請求件数が1万件を超え、約2248億円分の支払いで被害者と合意したと発表した。原子力損害賠償法（原賠法）に基づく政府補償が1200億円の支払いを月内にも政府に申請する。

被害者との合意により、賠償金を上回った。資金繰りを懸念し、原賠法が定める後を含めた援助を申請する。原賠法が定めた政府補償の上限いっぱい

ぼい上乗申請する。政府による資本注入（出資）に関して、西沢社長は「経営を立て直し、国民負担のことを含めて（資本注入を）避けるのが一番いいと思う」と述べ、現時点で出資の受け入れは考えていないと強調した。

賠償金の本払いで倉庫したのは、法人が農業団体と企業の計3件で合わせて約2万7億円、避難住民ら個人が50件で計約1億円。被害者や政府が手続き実務を配慮したことなどから請求は急速に増えているという。

経営改善に向けた電気料金値上げをめぐって、西沢社長は「現時点では答えられない」と述べるにとどめた。

東電は原賠法上、政府補償分を超える賠償を原則として全額負担する。政府から前倒しで資金援助を受けるため、経営合理化などを示す「特別事

東電、来月から原発事故賠償支払い Q&A

4人家族で450万円

東京電力は、福島第1原発事故で支払う賠償金の算定基準を発表した。

Q なぜ算定基準を作ったのですか。

A 賠償範囲の目安は政府が取りまとめた中間指針で示されましたが、具体的にこの程度の金額を支払うのかは東京電力が決めることになりました。賠償は実費が原則ですが、避難費用などは領収書といった証拠書類がないことがほとんどのため、算定基準を作って、賠償の基準額を提示することにしました。

Q 基準額はどうなりましたか。

A 避難や一時立ち入りにかかった交通費は、同一の都道府県内なら一人1回5千円、宿泊費は原則実費ですが、福島県内の宿泊施設の相場を踏まえて1人当たり1泊8千円が上限としました。

Q なぜ上限があるのですか。

A 避難費用は、警戒区域が解除されていないことなどから、現時点では明示していません。

Q 1世帯当たりどのくらいの賠償額を受け取れるのですか。

A 東電が家族4人の避難生活を例に示しました。月額の例は、避難住民の精神的苦痛に対しては、避難所など生活環境が過酷と認められる場合が8月分まで月額1人12万円、それ以外は同10万円です。9月以降は避難場所を問わず同5万円を支払うことにしました。

Q すべての損害について基準額が示されたのですか。

A 家屋などの財産価値減少といった損害については、警戒区域内の自宅から福島県内の体育館に5カ月間避難し、その後、仮設住宅に移った仮定して計算したところ、仮払額を含めて8月末までの賠償額は451万5千円となっています。実際には、所得など個別事情によって賠償額は大きく変わります。

Q 賠償金はいつごろ受け取れますか。

A 東電は9月12日をめどに被害者に請求書を発送し、受け付けを始めます。被害者は、まず8月末までの損害額を請求書に記載して申請します。9月以降の月間所得が27万円だった会社員の夫と専業主婦の妻、子ども2人が、警戒区域内の自宅から福島県内の体育館に5カ月間避難し、その後、仮設住宅に移ったと仮定して計算したところ、仮払額を含めて8月末までの賠償額は451万5千円となっています。実際には、所得など個別事情によって賠償額は大きく変わります。

Q 賠償金は一つ一つ受けた損害の内容を審査するのですか。

A 東電は、警戒区域が解除されたり1泊8千円が上限としたりするなど、ほとんどのケースは、めどとしています。放射性物質のセシウムが検出された住宅内をめぐる損賠額の基準公表が見送られるなど、検討課題も残っています。

東電が示した4人家族の賠償請求例（8月末までの6カ月分）

避難費用（県内を2度）	5000円×2回×4人	◆	4万円
一時立ち入り費用（夫のみ参加）	片道5000円×2回	◆	1万円
就労不能損害	27万円×6カ月	◆	162万円
精神的苦痛	避難所12万円×5カ月×4人＋仮設住宅10万円×1カ月×4人	◆	280万円
放射線検査費用（夫のみ未実施）	1万5000円×3人	◆	4万5000円
賠償額（仮払額含む）			451万5000円

●事故後5カ月間は福島県内の避難所、その後は県内の仮設住宅に
●夫の月間所得27万円（現在は無所得）、妻は専業主婦、子ども2人